

平成26年6月25日

(一社) 富山県建設業協会 御中

富山県土木部建築住宅課長



新幹線沿線の屋外広告物規制について（お知らせ）

日頃より富山県の屋外広告物行政にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

このたび、別添のとおり新幹線沿線における屋外広告物規制の見直しを行いましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴団体会員の皆様方にも周知いただきますようよろしくお願いいたします。

事務担当：景観係 水野

TEL：076-444-9661

FAX：076-444-4423

E-mail: yasuhide.mizuno@pref.toyama.lg.jp

新幹線沿線における屋外広告物規制が変わります

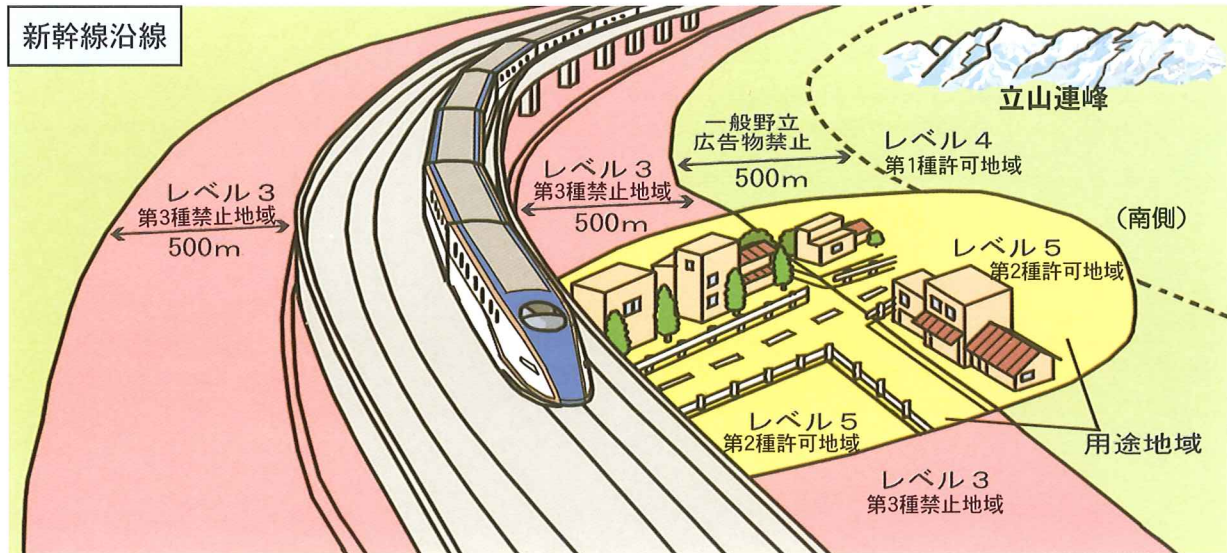
平成26年7月1日施行

規制の方針

新幹線の車窓から眺望できる立山連峰等の景観を保全する一方、駅前・市街地における賑わいある景観づくりとの調和にも配慮します。

1 規制の概要

- (1) 新幹線沿線両側 500m の範囲はレベル3 (第3種禁止地域) に変更します。
- (2) 新幹線沿線南側 500m～1,000mの範囲は一般広告物のうち野立広告 (案内誘導用を除く) を禁止します。
- (3) 市街地 (用途地域) 及び新幹線から展望できない地域は上記 (1)、(2) の対象外です。



2 地域区分

- (1) 県内全域を地域特性に応じ5段階に区分し、規制内容に強弱をつけています。
- (2) 「自家広告物 (※自己の敷地・事業所等に自己の名称等を表示するもの)」は、全ての地域で設置が可能です。
- (3) 「一般広告物 (※「自家広告物」以外のもの)」は、許可地域でのみ設置が可能です。

強 ← 規制 → 弱

	レベル1 第1種禁止地域 景観の保全上重要な地域	レベル2 第2種禁止地域 地域の良好な景観の保全を優先すべき地域	レベル3 第3種禁止地域 立山連峰等の眺望景観の保全を優先すべき地域	レベル4 第1種許可地域 田園景観等に配慮すべき地域	レベル5 第2種許可地域 景観と経済活動との調和に配慮すべき地域
地域区分等	 ●伝統的町並み景観の保全が重要な地域 ●自然景観等の保全が重要な地域	 ●住宅地にふさわしい良好な景観の保全が必要な地域 ●都市公園・緑地等 ●道路及び鉄道等のうち知事が指定する区間・区域	 ●住宅地にふさわしい良好な景観の保全が必要な地域 ●道路及び鉄道等のうち知事が指定する区間・区域 ○高速道路・新幹線とその両側500m以内 (用途地域を除く) ●港湾、駅前広場等のうち知事が指定する地域	 ●禁止地域、第2種許可地域以外の地域 (通常の許可地域)	 ●都市計画法の用途地域 (高速道路の両側500m以内及び禁止地域を除く)
自家広告	野立:H=4m 屋上:禁止 壁面:上端6m 敷地総量:10㎡ など	野立:H=6m 屋上:H=2m、建物高の1/2 壁面:壁面の1/5 敷地総量:20㎡ など	野立:H=8m 屋上:H=4m、建物高の1/2 壁面:壁面の1/5 敷地総量:30㎡ など	野立:H=10m、S=30㎡ 屋上:H=4m、建物高の1/2 壁面:壁面の1/5又は20㎡ 敷地総量:50～300㎡ など	野立:H=10m、S=50㎡ 屋上:H=4m、建物高の1/2 壁面:壁面の1/5又は30㎡ 敷地総量:100～500㎡ など
一般広告	禁止	禁止	禁止	野立:H=6m、S=20㎡ 屋上:(自家広告と同じ) 壁面:() 敷地総量:30㎡ など	野立:H=8m、S=30㎡ 屋上:(自家広告と同じ) 壁面:() 敷地総量:30㎡ など

3 経過措置

今回、レベル3 (第3種禁止地域) に変更されたことにより、許可基準に不適合となる場合は、変更された日から3年経過後に新しい基準を適用します。

許可を受けていたものにあつては、許可期間経過後に適用します。

お問い合わせ

富山県土木部建築住宅課景観係 TEL:076(444)9661 又は市町村屋外広告物担当窓口まで

※富山市内は「富山市屋外広告物条例」が適用になるため、許可基準等の内容が一部異なる場合があります。